

2・4 バラスト水排出規制

平成 16(2004)年 2 月に採択されたバラスト水管理条約については、運用上必要となる事項の検討が、IMO において引き続き行われている。

同条約では、排出されるバラスト水中に含まれるプランクトンやバクテリアなどの生存数を制限する排出基準(D-2 基準)が規定されており、当該基準を満足するためにはバラスト水管理装置(BWMS)が必要となる。

しかしながら、同条約の採択時には同基準を満足する処理技術が確立されていなかったことから、平成 18(2006)年 10 月の第 55 回海洋環境保護委員会(MEPC55)より、BWMS の開発状況を勘案しつつ、適用開始日など条約の運用に関する検討が行われてきた。

その結果、平成 19(2007)年 12 月の IMO 第 25 回総会において、同基準の最も早期の適用となる 2009 年建造船については、BWMS の義務付けを一定期間猶予するとの決議が採択された。

1. IMO における審議状況

平成 22(2010)年度における本件に関する審議は、概略以下のとおりである。

平成 22(2010)年 3 月の MEPC60 において、バラスト水管理条約に規定されている適用日に従い、新造船の BWMS 搭載を国内法に規定するよう主管庁に促す決議が採択された。

また同会合では、BWMS の型式承認や供給能力に関する情報提供の必要性や、サンプリング方法の策定、型式承認された BWMS の実海域における実用性などの問題点が指摘された。

平成 22(2010)年 9 月に開催された MEPC61 では、船舶へのバラスト水処理システムの搭載に関連し、条約の早期発効・円滑な履行のために解決すべき課題として、以下の点に関する情報の共有が行われ、次回 MEPC62(2011 年 7 月開催予定)で引き続き審議される予定である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・バラスト水処理システムの搭載が必要となる船舶の隻数・既存船(2008 年以前に建造された船舶)については、2015 年以降短期間でバラスト水処理装置の搭載が必要となることから、十分な修繕ヤードのキャパシティが必要であること、等 |
|---|

一方、バラスト水管理条約の PSC とバラスト水サンプリングのためのガイドライン案等については、BLG、FSI(旗国小委員会)で検討が行われており、次回 FSI20 では PSC 実施手順について検討が行われる予定である。

2. BWMS の承認状況

MEPC61 までの BWMS の承認状況については【資料 2-4-1】の通りとなっている。